



### 第3 異議申立ての内容要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「平成21年5月26日公文書開示決定通知書一部開示決定処分で不開示となった部分のうち、計算書類の中から貸借対照表の固定資産で有形固定資産の土地、建物、構築物、教育研究用機器備品、その他の機器備品の金額の開示を求める。」というものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述の機会を与えられたが、本人の都合により欠席し、それに代わるものとして、意見陳述の際に述べる予定であったものを、関係資料を添えて文書により提出している。

##### (1) 幼稚園に対する事業経費補助金の不正流用について

京都市にあるキリスト教主義を標榜する幼稚園（〇〇〇〇〇傘下）において、少子化対策費補助金が宗教法人である教会の設備購入等に使われる不正流用が発覚し、補助金の返還を求める住民監査請求が行われたことが新聞報道されている。

牧師を園長兼理事長に据える幼稚園にあって、キリスト教をかさに着て、行政を信用させ、補助金を不正流用することは社会的に許されることではない。

このような不正を防ぐため、同宗派傘下の幼稚園について同様の流用が行われていないかを精査することが緊急に必要である。

また、憲法第20条の政教分離の原則から見ても、幼稚園への補助金を宗教法人である教会の設備等に流用することはあってはならないことであり、行政がそれを認めることも許されない。

非開示部分が開示されることにより、補助金の不正流用に警鐘を鳴らし、県下のみならず、全国の同様の学校法人幼稚園が今後補助金の取扱いに慎重に対処するようになれば、公益に貢献することになり、補助金の精神にも合致する。

(2) 情報公開制度の目的と条例第7条第3号アの規定との整合性について

情報公開の目的の一つは公金にまつわる不正や補助金の適正使用を納税者がチェックすることにある。そういう疑惑を持ったときにその証拠を調べる唯一の手段として情報公開制度に頼ることになる。

しかし、情報公開制度が実施されて以来、さまざまな問題が浮かび上がってきている。特に今回、本件公文書について、条例第7条第3号アに該当するとして非開示とされた件については、情報公開制度の目的趣旨を根本的に損なうものである。

この制度を悪用して他法人の経営方法等を探るものに対する防御も必要であって、そういう点では第7条第3号アの規定は正当なものである。

ただ、法律等の解釈には幅があって、杓子定規にほとんど非開示とすることにも問題があり、そのような対応は、情報公開の目的に反するものである。

(3) 所轄官庁におけるチェックについて

本件開示請求は、学校法人への補助金が宗教法人に流用されている疑惑の解明のためであり、本件公文書は、その内容によっては住民監査請求の重要な証拠になる。税金の不正使用のチェックは官民協同で進めなければならない。そのための情報を開示しないということは、地方自治体が流用を容認し、擁護することになる。

私立学校法（昭和24年法律第270号）、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号。以下「助成法」という。）、各地方自治体における補助金実施要綱等、補助金支給につい

ては不正の起こる余地の無いように制度化され、学校法人の決算報告は、公認会計士による作成や、監事による監査が義務付けられている。和歌山県でも、学校法人幼稚園に対し、毎年、調査や立入監査等が行われているようである。

しかし、流用するケースは後を絶たない。以上の諸制度をすり抜け、幼稚園への補助金を宗教法人に流用し、大きく報道された京都市の幼稚園は、〇〇〇〇〇〇〇〇幼稚園と同系統の幼稚園である。故に、調査が是非とも必要である。京都府でも、和歌山県と同じく監査されていたにも拘わらず看過され、何百万円という補助金（税金）が、目的外に使用されていた。

実施機関の理由説明書には、補助金の不正流用・目的外使用防止のための点検は、実施機関において適正に実施されている、とあるが、京都府では、同趣旨の回答があった後に、流用が発覚した。所轄官庁だけでは、担当者の人数の関係から、チェックに限界があるのが現実である。

以上により、同系統の幼稚園における流用の有無について精査する必要があり、開示請求した部分については是非とも開示の必要がある。

#### (4) 審査会による精査について

固定資産の小項目に、教会の備品や教会堂の修理等に支出されたような記入があれば目的外使用と判断されるので、審査会で精査し、その有無だけでも開示するよう要請する。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書及び異議申立てに対する部分開示処分理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

#### 1 本件処分について

- (1) 本件公文書は、学校法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下、「〇〇〇〇〇〇」という。）の平成15年度から平成19年度の財務

関係書類である。

学校法人は、私立学校法第47条により、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成し、常にこれを各事務所に備え置かなければならないとされている。

また、所轄庁である都道府県知事（私立学校法第4条において、私立大学及び私立高等専門学校を設置している学校法人の所轄庁は文部科学大臣とし、それ以外の私立学校を設置している学校法人及び準学校法人については、都道府県知事と定められている。）は、教育に係る経常的経費について補助する場合には、助成法第12条により、補助対象である学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴することができ、当該学校法人は、文部科学大臣の定める学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号。以下「会計基準」という。）に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書、収支予算書その他の財務に関する書類（以下「計算書類」という。）を作成し、所轄庁に届け出なければならない（助成法第14条）とされている。

- (2) 実施機関においては、毎年、県内の私立幼稚園に対して、園児数や教員数の把握を目的とした基礎資料調査、法人に関する調査等を行っている。

計算書類については、幼稚園経営に係る収支状況と法人の運営状況を調査することを目的として、前記の法令に基づいて、学校法人から提出を求めているものである。

本件公文書には、学校法人の財務状況等の詳細な情報が記載されており、法人の内部情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当し、当該部分を非開示とする部分開示決定処分を行ったものである。

## 2 条例第7条第3号ア該当性について

- (1) 学校法人は、公教育の一翼を担うものとして、その設置・運

営する学校を通じて、広く県民に教育サービスを提供する主体であり、教育活動の状況や経営状況などについての情報を積極的に公開するとともに、園児やその保護者などが園を選ぶ際に、主体的で多様な選択を適切に行うことができるように情報公開に努める責務がある。

- (2) しかしながら、当該学校法人の財務状況を全て開示することは、金融上、経営上の秘密などの経営ノウハウが明らかとなり、その結果、これらを他者に利用されるなど競争上不利となり、園児の確保などにも大きな影響を与えると考えられる。

よって、貸借対照表の中科目及び小科目の金額（ただし、小科目が一つの場合を除く。）については、法人の内部情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当するものと判断し、非開示とした。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人が異議申立書において開示を求める部分（以下「異議申立部分」という。）についての本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方について

- (1) 条例は、その前文及び第1条において記されているように、県民の「知る権利」を尊重し、県の機関の有するその諸活動を県民に「説明する責務」が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を推進することを目的として制定されたものである。

故に、県が保有する情報は原則開示との考え方に立っているが、一方で、個人、法人等の権利利益や、県民の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があることから、開示・非開示の決定にあたっては、慎重に利益衡量をしなければならない。

- (2) 学校法人に関しては、私立学校法第1条において、「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めるこ

とによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。」と規定され、また、助成法第3条においても、学校法人は、自主的にその財源の強化を図り、教育水準の向上に努めなければならないこととされている。これらの規定から、学校法人は教育事業という公共性の高い事業を行うことを目的としているが、一方、独自の教育理念に基づき、自律的にその運営を行わなければならないことがうかがえる。

- (3) したがって、当審査会は、条例の原則開示の理念に照らし、本件公文書のうち、異議申立部分が非開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、私立学校法等の文理及び趣旨と併せて勘案し、判断することとする。

## 2 本件公文書及び異議申立部分について

- (1) 助成法第14条第1項には、「補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。」と規定されている。また、同条第2項には、「前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。」と規定されている。
- (2) 本件公文書は、〇〇〇〇〇が、上記の規定に基づき、所轄庁である実施機関に提出した、平成15年度から平成19年度までの計算書類及び同時期に交付を受けた、私立高等学校等経常費助成費補助金の関係書類である。

会計基準においては、計算書類のうち、資金収支計算書及び消費収支計算書については、「大科目」及び「小科目」の記載科目が定められ、貸借対照表については、「大科目」、「中科目」及び「小科目」の記載科目が定められている。

また、貸借対照表には、独自に適当な「小科目」を追加し、又は細分することができるとされている。

異議申立部分である貸借対照表中の「固定資産」は「大科目」に、「有形固定資産」は「中科目」に、「土地」、「建物」、「構築物」、「教育研究用機器備品」及び「その他の機器備品」は

「小科目」に、それぞれ該当する。

- (3) 異議申立部分は、貸借対照表の一部であり、〇〇〇〇〇に関する法人情報であることには疑いがない。また、上記より、本件公文書は、法律に基づき提出されたものであるので、条例第7条第3号イには該当しないことも明らかである。したがって、以下で異議申立部分が条例第7条第3号アに該当するか否かを検討する。

### 3 条例第7条第3号ア該当性について

- (1) 本件公文書のうち貸借対照表に記載された情報が、条例によりどの程度まで開示されるべきかについては、学校法人の公的な性格を考慮の上、開示することにより、当該学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する情報に当たるかどうかを検討する必要がある。そこで、非開示事由となり得る条例第7条第3号アの該当性について検討する。
- (2) 私立学校法第47条において、学校法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成し、これらの書類を各事務所に備え置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないとある。

ここにいう「利害関係人」の範囲であるが、「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について」（平成16年7月23日付け16文科高第304号 文部科学大臣所轄各学校法人理事長、各都道府県知事あて 文部科学省高等教育局私学部長通知）において、在学者のほか、学校法人との間で法律上の権利義務関係を有する者を指すものであり、具体的には、例えば、①当該学校法人の設置する私立学校に在学する学生生徒やその保護者、②当該学校法人と雇用契約にある者、③当該学校法人に対する債権者、抵当権者等が該当することとされ、それ以外の者については、個々の学校法人の自主的な判断に委ねられている。



また、本通知では、各都道府県所轄の学校法人については、一般に小規模な学校法人が多いことにかんがみ、指導等を行うに際しては、これらの小規模法人の財務情報の公開について、過度の負担とならないよう配慮を求めている。

NPO法人や医療法人などのように、法律上、一定範囲の財務関係書類を開示することが義務付けられているものもあるが、私立学校法では、財務情報の公開等について一步踏み込んだ平成17年度の法改正を経てもなお、利害関係人の範囲を他法人に比べて幾分狭い捉え方をしているなど、学校法人の自主性を重んじた法制にとどまっている。

- (3) 条例第7条第3号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報については、非開示とする旨規定している。

異議申立部分は、貸借対照表の中科目及び小科目の金額である。

実施機関は、計算書類の大科目の金額を開示し、貸借対照表については中科目及び小科目、その他の計算書類については小科目の金額を非開示とする決定をしている。

これら計算書類の小科目の金額は、学校法人の経営に要する経費の詳細な内訳であり、その項目の設定が各法人の任意に委ねられていることとその内容によっては、当該学校法人の経営状態を細部にわたるまで表すとともに、独自の経営方針や経営戦略をうかがい知ることのできるものであると認められる。

したがって、学校法人に係る法制面からその公的性格を考慮してもなお、私立学校法第47条の趣旨にかんがみれば、これらを公にすることにより学校法人の事業運営上、不利益を与え、又は社会的信用を損なうおそれがあり、学校法人の権利、競争

上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして、条例第7条第3号アの非開示情報に該当すると認めるのが相当である。

しかし、中科目の金額については、それを構成する小科目の金額に比べて大まかな情報であり、開示したとしても学校法人の経営状態を細部にわたるまで表すものではなく、当該法人の経営方針や経営戦略をうかがい知ることのできるものとは認められないと思料される。

よって、貸借対照表中、中科目である「有形固定資産」及び「その他の固定資産」に係る「本年度末」欄、「前年度末」欄及び「増減」欄に記載されている金額については、条例第7条第3号アには該当しないと認められ、開示すべきである。

- (4) 異議申立人は第3の2(4)のとおり、審査会による精査を求めているが、当審査会は、実施機関の決定に対し異議申立があった場合、実施機関の決定が妥当であるかどうかを諮問に応じ調査審議するものであり、公文書の記載内容についての精査を行うものではない。

なお、当審査会としては、時代の趨勢に伴い、「原則公開」という情報公開制度の本来の趣旨を踏まえた上で、法人自らが積極的に情報開示に努めることを期待する。

- 4 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」とおり判断する。

## 第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成21年7月23日	○諮問（実施機関）
平成21年8月12日	○実施機関からの理由説明書を受理

平成21年10月9日	○審議
平成21年11月13日	○審議
平成21年12月10日	○異議申立人からの意見書を受理
平成21年12月18日	○審議
平成22年1月26日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成22年2月17日	○審議
平成22年3月24日	○審議

